

共通特記仕様書 第3章 配置技術者

令和7年10月版			令和8年4月版			
章	条	現行条文	章	条	新条文	改定理由
3		第3章 配置技術者	3		第3章 配置技術者	
	3-1	現場代理人の兼務について 本工事については、工事の難度や付近の交通の状況等から現場代理人を兼務させることが適当ではないと判断されることから、工事請負契約における現場代理人の兼務に関する取扱要領（平成25年4月15日県土整備部管理課定め）第2条ただし書きにより、現場代理人の兼務は認めないこととする。		3-1	現場代理人の兼務について 本工事については、工事の難度や付近の交通の状況等から現場代理人を兼務させることが適当ではないと判断されることから、工事請負契約における現場代理人の兼務に関する取扱要領（平成25年4月15日県土整備部管理課定め）第2条ただし書きにより、現場代理人の兼務は認めないこととする。 ただし、現場状況の変化等の予期せぬ事象が生じた場合には別途協議する。	内容修正
				3-2	第3-2条 現場代理人の兼務に関する要件緩和について 現場代理人が兼務しようとする現場がいずれも塗装工事のうち、以下に掲げる工事である場合には、工事請負契約における現場代理人の兼務に関する取扱要領（平成25年4月15日県土整備部管理課定め）第2条第1項第1号才及び同条同項第2号才を適用しないものとする。 (1) 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府、建設省令第3号）」に定める区画線の設置工事 (2) 「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）」に定める視覚障害者誘導用ブロックの設置工事 (3) (1)または(2)に準ずる、路面表示（グリーンベルト、自転車専用帯等）の設置工事	追加
	3-2	技術者の配置（専任特例1号の場合）について 本工事は、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者の配置の特例を活用する兼務は認めない。		3-3	技術者の配置（専任特例1号の場合）について 本工事は、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者の配置の特例を活用する兼務は認めない。	
	3-3	技術者の配置（専任特例1号の場合）について 本工事において、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（以下「専任特例1号」という。）を活用して配置技術者が兼務する場合は、「建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例1号）の取扱いについて（令和6年12月25日付け環境森林部、農政水産部、県土整備部定め）」及び以下（1）～（2）の要件を全て満たさなければならない。 (1) 専任特例1号の場合の配置技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (2) 専任特例1号の場合の配置技術者と連絡員との間で常に連絡が取れる体制であること。		3-4	技術者の配置（専任特例1号の場合）について 本工事において、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（以下「専任特例1号」という。）を活用して配置技術者が兼務する場合は、「建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例1号）の取扱いについて（令和6年12月25日付け環境森林部、農政水産部、県土整備部定め）」及び以下（1）～（2）の要件を全て満たさなければならない。 (1) 専任特例1号の場合の配置技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (2) 専任特例1号の場合の配置技術者と連絡員との間で常に連絡が取れる体制であること。	
	3-4	監理技術者の配置（専任特例2号の場合）について 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置の特例を活用する兼務は認めない。		3-5	監理技術者の配置（専任特例2号の場合）について 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置の特例を活用する兼務は認めない。	
	3-5	監理技術者の配置（専任特例2号の場合）について 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者配置の特例（以下「専任特例2号」という。）を活用して監理技術者が兼務する場合は「建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例2号）の取扱いについて（令和2年12月1日付け環境森林部、農政水産部、県土整備部定め）」及び以下（1）～（3）の要件を全て満たさなければならない。 (1) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (2) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (3) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。		3-6	監理技術者の配置（専任特例2号の場合）について 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者配置の特例（以下「専任特例2号」という。）を活用して監理技術者が兼務する場合は「建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例2号）の取扱いについて（令和2年12月1日付け環境森林部、農政水産部、県土整備部定め）」及び以下（1）～（3）の要件を全て満たさなければならない。 (1) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (2) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (3) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。	

共通特記仕様書 第4章 施策

令和7年10月版			令和8年4月版			
章	条	現行条文	章	条	新条文	改定理由
4		第4条 施策	4		第4条 施策	
	4-2	<p>熱中症対策について</p> <p>1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行対象工事である。</p> <p>2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和元年6月13日）」に基づき行うものとする。</p> <p>3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正について（令和元年6月13日）」は、宮崎県庁ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について）から入手できる。</p>		4-2	<p>熱中症対策について</p> <p>1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行対象工事である。</p> <p>2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」に基づき行うものとする。</p> <p>3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正について」は、宮崎県庁ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について）から入手できる。</p>	内容修正 R8.2改定に伴う
	4-6	<p>ICT活用工事について（発注者指定型）</p> <p>1 適用 本工事は、ICT活用工事（発注者指定型）の対象工事である。 なお、実施にあたっては、「ICT活用工事 実施要領」（令和4年3月8日制定）に基づき行う。</p> <p>2 適用工種 本工事で適用するICT活用工事の工種は以下のとおりとする。 ・土工 ・舗装工</p> <p>3 実施手続 本工事は、原則、第2項の適用工種施工範囲の全てにおいてICT活用工事を実施することとするが、具体的な工事内容及び対象範囲については、監督員と協議するものとする。</p>		4-6	<p>ICT活用工事について（発注者指定型）</p> <p>1 適用 本工事は、ICT活用工事（発注者指定型）の対象工事である。 なお、実施にあたっては、「宮崎県ICT活用工事 実施要領（一般土木版）」（令和8年3月19日制定）に基づき行う。</p> <p>2 適用工種 本工事で適用するICT活用工事の工種は以下のとおりとする。 ・土工 ・舗装工</p> <p>3 実施手続 本工事は、原則、第2項の適用工種施工範囲の全てにおいてICT活用工事を実施することとするが、具体的な工事内容及び対象範囲については、監督員と協議するものとする。</p>	内容修正 R8.4要領制定に伴う

共通特記仕様書 第4章 施策

令和7年10月版	令和8年4月版
<p>4 関連施工工程 第2項の適用工程に加え下記工程（1）～（4）にICT活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用施工を行うことができる。 （1）作業土工（床掘） （2）付帯構造物設置工 （3）法面工（吹付工） （4）舗装工 なお、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。</p> <p>5 ICT活用工事の積算および設計変更 ICT活用工事を実施する項目は、宮崎県土木工事標準積算基準書及び国土交通省ICT活用工事積算要領に基づき費用を計上している。 受注者が、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とする。</p> <p>6 掘削工（河床等掘削含む）の工事積算 掘削（ICT）については、ICT建機使用割合を〇〇%、河床等掘削（ICT）については、ICT建機使用割合を〇〇%としている。 ただし、このICT建機使用割合は、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。 ICT建設機械を使用しているが、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%を「掘削（ICT）[ICT建機使用割合100%]」及び「河床等掘削（ICT）[ICT建機使用割合100%]」の施工数量として変更するものとする。</p> <p>7 盛土工の工事積算 盛土工におけるICT土工の積算対象は、ICT建設機械のみで施工した箇所とし、通常建設機械を併用して施工した箇所は対象とならない。</p> <p>8 3次元起工測量及び3次元設計データの作成 受注者は、発注者の指示に基づき3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、見積書を監督員に提出するものとする。</p> <p>9 工事成績評価について ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」において2点の加点とする。</p> <p>10 現場見学会の実施について ICT活用工事等の推進を目的として、発注者の求めにより官民等を対象とした現場見学会を実施する場合は、受注者はこれに協力するものとする。その際には、事前に現場見学会の予定時期及び見学会内容や費用等について、受発注者間で協議して決定するものとする。</p> <p>11 ICT活用証明書の発行 ICT活用工事を実施した工事には、工事執行機関の長から受注者にICT活用証明書を発行する。なお、証明書の発行は、工事成績評価通知時に行う。</p> <p>12 アンケート調査 発注者がICT活用工事等の効果検証等に係る調査を行う場合、受注者はこれに協力するものとする。</p> <p>注）下記要領は宮崎県庁ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設工事におけるICT活用工事の取組について）に掲載している。 ・ICT活用工事 実施要領（令和4年3月8日制定）</p>	<p>4 関連施工工程 第2項の適用工程に加え付帯構造物設置工においてICT活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用施工を行うことができる。 なお、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。</p> <p>5 ICT活用工事の積算および設計変更 ICT活用工事を実施する項目は、宮崎県土木工事標準積算基準書及び国土交通省ICT活用工事積算要領に基づき費用を計上している。 受注者が、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とする。</p> <p>6 掘削工（河床等掘削含む）の工事積算 掘削（ICT）については、ICT建機使用割合を〇〇%、河床等掘削（ICT）については、ICT建機使用割合を〇〇%としている。 ただし、このICT建機使用割合は、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。 ICT建設機械を使用しているが、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%を「掘削（ICT）[ICT建機使用割合100%]」及び「河床等掘削（ICT）[ICT建機使用割合100%]」の施工数量として変更するものとする。</p> <p>7 盛土工の工事積算 盛土工におけるICT土工の積算対象は、ICT建設機械のみで施工した箇所とし、通常建設機械を併用して施工した箇所は対象とならない。</p> <p>8 3次元起工測量及び3次元設計データの作成 受注者は、発注者の指示に基づき3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、見積書を監督員に提出するものとする。</p> <p>9 工事成績評価について ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」において2点の加点とする。</p> <p>10 現場見学会の実施について ICT活用工事等の推進を目的として、発注者の求めにより官民等を対象とした現場見学会を実施する場合は、受注者はこれに協力するものとする。その際には、事前に現場見学会の予定時期及び見学会内容や費用等について、受発注者間で協議して決定するものとする。</p> <p>11 ICT活用証明書の発行 ICT活用工事を実施した工事には、工事執行機関の長から受注者にICT活用証明書を発行する。なお、証明書の発行は、工事成績評価通知時に行う。</p> <p>12 アンケート調査 発注者がICT活用工事等の効果検証等に係る調査を行う場合、受注者はこれに協力するものとする。</p> <p>注）下記要領は宮崎県庁ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設工事におけるICT活用工事の取組について）に掲載している。 ・宮崎県ICT活用工事 実施要領（一般土木版）（令和8年3月19日制定）</p>

共通特記仕様書 第4章 施策

令和7年10月版		令和8年4月版		
4-7	<p>ICT活用工事について（受注者希望型）</p> <p>1 適用 本工事は、ICT活用工事（受注者希望型）の対象工事である。 なお、実施にあたっては、「ICT活用工事 実施要領」（令和4年3月8日制定）に基づき行う。</p> <p>2 適用工種 本工事で適用するICT活用工事の工種は以下のとおりとする。 ・土工 ・舗装工 ・法面工（吹付工） ・地盤改良工 ・構造物工（橋脚・橋台） ・港湾浚渫工</p> <p>3 実施手続 受注者は、ICT活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を行うことができる。 また、ICT活用工事とは、以下に示す（1）から（5）までの各段階において、ICTを全面的に活用する工事とする。 （1）3次元起工測量 （2）3次元設計データ作成 （3）ICT建設機械による施工（港湾浚渫工は、ICTを活用した施工） （4）3次元出来形管理等の施工管理 （5）3次元データの納品 なお、本工事においては、部分的なICTの活用を認める。ただし、（2）、（4）及び（5）は必須とする。</p> <p>4 関連施工工種 第2項の適用工種に加え下記工種（1）～（4）にICT活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用施工を行うことができる。 （1）作業土工（床掘） （2）付帯構造物設置工 （3）法面工（吹付工） （4）舗装工 なお、具体的な工事内容及び対象範囲については、監督員と協議するものとし、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。</p> <p>5 設計変更 受注者が、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とする。</p> <p>6 掘削工（河床等掘削含む）の工事積算 掘削工のICT建設機械による施工は、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。 ICT建設機械を使用しているが、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%を「掘削（ICT）[ICT建機使用割合100%]」及び「河床等掘削（ICT）[ICT建機使用割合100%]」の施工数量として変更するものとする。</p> <p>7 盛土工の工事積算 盛土工におけるICT土工の積算対象は、ICT建設機械のみで施工した工事とし、通常建設機械を併用して施工した工事は対象とならない。</p> <p>8 3次元起工測量及び3次元設計データの作成 受注者は、発注者の指示に基づき3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、見積書を監督員に提出するものとする。</p>	4-7	<p>ICT活用工事について（受注者希望型）</p> <p>1 適用 本工事は、ICT活用工事（受注者希望型）の対象工事である。 なお、実施にあたっては、「宮崎県ICT活用工事 実施要領（一般土木版）」（令和8年3月19日制定）に基づき行う。</p> <p>2 適用工種 本工事で適用するICT活用工事の工種は以下のとおりとする。 ・土工 ・作業土工 ・法面工 ・擁壁工 ・地盤改良工 ・基礎工 ・河川浚渫工 ・舗装工 ・舗装工（修繕工） ・構造物工（橋梁上部） ・構造物工（橋脚・橋台） ・コンクリート堰堤工</p> <p>3 実施手続 受注者は、ICT活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を行うことができる。 また、ICT活用工事とは、以下に示す①から⑤までの各段階において、ICTを全面的に活用する工事とする。 ① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ ICT建設機械による施工 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品 なお、本工事においては、部分的なICTの活用を認め、その場合も②、④及び⑤は必須とする（④が該当無しの場合は、②及び⑤を必須とする）。</p> <p>4 関連施工工種 第2項の適用工種に加え付帯構造物設置工においてICT活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用施工を行うことができる。 なお、具体的な工事内容及び対象範囲については、監督員と協議するものとし、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。</p> <p>5 設計変更 受注者が、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とする。</p> <p>6 掘削工（河床等掘削含む）の工事積算 掘削工のICT建設機械による施工は、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。 ICT建設機械を使用しているが、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%を「掘削（ICT）[ICT建機使用割合100%]」及び「河床等掘削（ICT）[ICT建機使用割合100%]」の施工数量として変更するものとする。</p> <p>7 盛土工の工事積算 盛土工におけるICT土工の積算対象は、ICT建設機械のみで施工した工事とし、通常建設機械を併用して施工した工事は対象とならない。</p> <p>8 3次元起工測量及び3次元設計データの作成 受注者は、発注者の指示に基づき3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、見積書を監督員に提出するものとする。</p>	<p>内容修正 R8.4要領制定に伴う</p>

共通特記仕様書 第4章 施策

令和7年10月版		令和8年4月版		
	<p>9 工事成績評価について ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」の評価項目において次のとおり評価するものとする。</p> <p>(1) ICT活用工事として起工測量から電子納品まですべての段階でICTを活用した工事は、「創意工夫」において2点の加点とする。</p> <p>(2) ICT活用工事として部分的にICTを活用した工事は、「創意工夫」において1点の加点とする。</p> <p>10 現場見学会の実施について ICT活用工事等の推進を目的として、発注者の求めにより官民等を対象とした現場見学会を実施する場合は、受注者はこれに協力するものとする。その際には、事前に現場見学会の予定時期及び見学会内容や費用等について、受発注者間で協議して決定するものとする。</p> <p>11 ICT活用証明書の発行 ICT活用工事を実施した工事には、工事執行機関の長から受注者にICT活用証明書を発行する。なお、証明書の発行は、工事成績評価通知時に行う。</p> <p>12 アンケート調査 発注者がICT活用工事等の効果検証等に係る調査を行う場合、受注者はこれに協力するものとする。</p> <p>注) 下記要領は宮崎県庁ホームページ(トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設工事におけるICT活用工事の取組について)に掲載している。 ・ICT活用工事 実施要領(令和4年3月8日制定)</p>		<p>9 工事成績評価について ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」の評価項目において次のとおり評価するものとする。</p> <p>(1) ICT活用工事として起工測量から電子納品まですべての段階でICTを活用した工事は、「創意工夫」において2点の加点とする。</p> <p>(2) 第4-7条の3に記載している部分的なICTの活用を実施した工事は、「創意工夫」において1点の加点とする。</p> <p>10 現場見学会の実施について ICT活用工事等の推進を目的として、発注者の求めにより官民等を対象とした現場見学会を実施する場合は、受注者はこれに協力するものとする。その際には、事前に現場見学会の予定時期及び見学会内容や費用等について、受発注者間で協議して決定するものとする。</p> <p>11 ICT活用証明書の発行 ICT活用工事を実施した工事には、工事執行機関の長から受注者にICT活用証明書を発行する。なお、証明書の発行は、工事成績評価通知時に行う。</p> <p>12 アンケート調査 発注者がICT活用工事等の効果検証等に係る調査を行う場合、受注者はこれに協力するものとする。</p> <p>注) 下記要領は宮崎県庁ホームページ(トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設工事におけるICT活用工事の取組について)に掲載している。 ・宮崎県ICT活用工事 実施要領(一般土木版)(令和8年3月19日制定)</p>	
4-8	<p>ICT活用工事について(その他)</p> <p>1 実施手続 受注者は、ICT活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事として事後設定し、事後設定後は受注者希望型と同様の取り扱いとする。 また、ICT活用工事とは、以下に示す(1)～(5)の各段階において、ICTを全面的に活用する工事とする。</p> <p>(1) 3次元起工測量 (2) 3次元設計データ作成 (3) ICT建設機械による施工(港湾浚渫工は、ICTを活用した施工) (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (5) 3次元データの納品 なお、本工事においては、部分的なICTの活用を認める。(ただし、(2)、(4)及び(5)は必須とする。)</p> <p>注) 下記要領は宮崎県庁ホームページ(トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設工事におけるICT活用工事の取組について)に掲載している。 ・ICT活用工事 実施要領(令和4年3月8日制定)</p>	4-8	<p>ICT活用工事について(その他)</p> <p>1 実施手続 受注者は、ICT活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事として事後設定し、事後設定後は受注者希望型と同様の取り扱いとする。</p> <p>注) 下記要領は宮崎県庁ホームページ(トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設工事におけるICT活用工事の取組について)に掲載している。 ・宮崎県ICT活用工事実施要領(一般土木版)(令和8年3月19日制定)</p>	内容修正 R8.4要領制定に伴う

共通特記仕様書 第4章 施策

令和7年10月版		令和8年4月版																						
4-9	<p>現場環境改善費</p> <p>1 周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。</p> <p>2 実施する内容については、[表-1]の各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容とする。</p> <p>3 施工計画書に実施内容を明示し、現場の状況を勘案した上で、詳細な内容、実施時期について、実施の可否を含め受発注者間協議を行うものとする。</p> <p>4 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を5つの内容ごとに提出するものとする。</p> <p>[表-1]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場環境改善 (仮設備関係)</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (営繕関係)</td> <td>1. 現場事務所の快適化（女性更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (安全関係)</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーション）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 熱中症（防寒）対策に関する現場環境改善費の取扱いについては、宮崎県庁ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>「現場環境改善費」について）で確認できる</p>	計上費目	実施する内容（率計上分）	現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減	現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化（女性更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）	地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーション）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献	4-9	<p>現場環境改善費</p> <p>1 周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。</p> <p>2 実施する内容については、[表-1]の各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容とする。</p> <p>3 施工計画書に実施内容を明示し、現場の状況を勘案した上で、詳細な内容、実施時期について、実施の可否を含め受発注者間協議を行うものとする。</p> <p>4 実施後は、現場環境改善の実施写真を4つの内容ごとに提出するものとする。</p> <p>[表-1]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場環境改善 (仮設備関係)</td> <td>1. 昇降設備の充実 2. 環境負荷の低減 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (営繕関係)</td> <td>1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (安全関係)</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 現場環境改善費の取扱いについては、宮崎県庁ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>「現場環境改善費」について）で確認できる</p>	計上費目	実施する内容（率計上分）	現場環境改善 (仮設備関係)	1. 昇降設備の充実 2. 環境負荷の低減 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減	現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等	現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等	地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）	<p>内容修正 R8.4土木工事標準積算基準書定に伴う</p>
計上費目	実施する内容（率計上分）																							
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減																							
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化（女性更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																							
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）																							
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーション）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献																							
計上費目	実施する内容（率計上分）																							
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 昇降設備の充実 2. 環境負荷の低減 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減																							
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等																							
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等																							
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）																							